

第2章

計画の基本的な考え方

1 取手市が目指している男女共同参画社会の姿 「多様な生き方を認め合い、

誰もが自分らしく輝けるまち取手」を目指して

取手市が目指す男女共同参画社会とは、

すべての人が家庭・地域・職場のあらゆるところで

- 性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮し、個人としての人権が尊重され
- 男女が性別による固定的な役割分担にとらわれることなく多様な生き方を選択でき
- 男女が社会の対等な構成員として、市の政策又は事業者における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保され
- 家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、介護その他の家庭生活における活動についてその役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるよう

心豊かに、自分らしく輝いて暮らせる活力ある社会です。

※「参画」とは…

単にその場に加わる（参加）ということではなく、方針や意思決定の段階から積極的に関わることを意味します。誰もが一緒に考え、話し合って物事を決め、実行していくことです。

家庭では

○家族がお互いを尊重し、お互いの立場を理解し、助け合って暮らします。家族みんなで話し合い、家事・育児・介護など協力して行います。

地域では

○高齢者も若者も、そこに住むみんなが自治会などの地域活動やPTA活動、防災活動などに参画し、互いに支え合いながら、生き生きと生活します。

学校では

○性別にとらわれることなく、一人ひとりの個性と能力を伸ばし、思いやりと自立の意識を育む教育を行います。

職場では

○男女が共に働きやすく、能力を発揮することができる職場環境が整い、誰もが家庭生活や地域活動を大切にしながら働きます。

参考

[男女共同参画社会基本法]とは

男女が互いに人権を尊重しつつ、能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために作されました。家庭生活だけでなく、政策・方針決定過程への参画や、その他の活動においての基本的平等を理念としています。また、それに準じた責務を政府や地方自治体に求めています。

[取手市男女共同参画推進条例]とは

男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、市の施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的としています。

2 計画の位置づけ

- (1) この計画は、「男女共同参画社会基本法」及び「取手市男女共同参画推進条例」に基づいて策定するものです。
- (2) この計画は、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(女性活躍推進法)第6条第2項に基づく推進計画です。
- (3) この計画の一部(基本目標2の一部)は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づく基本計画です。
- (4) この計画は、「取手市第六次総合計画」のまちづくりの基本方針の一つとして、他の方針との整合性を確保した計画です。
- (5) この計画は、市・市民・事業者が一体となって、男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となる計画です。
- (6) この計画は、男女共同参画社会の実現に向けた市の基本的な取組の方向と具体的な施策を示し、男女共同参画社会の形成を促進するための指針となる行動計画です。
- (7) この計画は、国際社会共通の目標「持続可能な開発目標(SDGs)」の理念を反映させた計画です。

持続可能な開発目標SDGs(エス・ディー・ジーズ)とは

「持続可能な開発目標(SDGs)」は、2015年の国連サミットで採択された、2030年までによりよい世界を目指す国際目標です。持続可能な世界を実現するための17のゴールと169のターゲットで構成され、地球上の誰一人取り残さない」ことを誓っています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



3 計画の期間

令和4年度から令和8年度までの5年間
(2022年) (2026年)

4 計画の基本目標

本計画は、男女共同参画社会実現のために、「多様な生き方を認め合い、誰もが自分らしく輝けるまち取手」を目指して、3つの基本目標を設定しています。

また第三次取手市男女共同参画計画策定後の社会情勢の変化や男女共同参画の進捗の状況、市民・事業所意識調査結果を踏まえ、今回の計画において特に積極的に取り組む項目を「重点」としています(「重点」項目については14・15頁「5 計画の体系」に掲載しています)。

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

- 政策・方針決定過程への参画など、性別に関わりなく誰もがあらゆる分野において参画し活躍することができる社会となるよう、男女共同参画の促進に努めています。
- 働く意欲のある人が、性別に関わりなくその能力を十分に發揮できるよう、雇用や就業環境における男女共同参画を推進します。また仕事と生活の両立ができるよう、子育て・介護支援体制等の整備・充実やワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)の考え方の定着を図ります。
- 誰もが協力して家事や育児、介護、地域活動を行えるよう、性別による固定的役割意識を見直すとともに、男性の家事・育児等の家庭生活への参画を促進します。また身近な暮らしの場である「地域」が抱える問題解決のため、性別に関わりなく誰もが協力して担い手となれるような取り組みを推進し、地域の活性化へつなげます。

基本目標2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり

- 男女間の暴力のみならず、あらゆる暴力やハラスメントを許さない社会づくりのための取り組みを進めます。
- 生活上の様々な困難に陥りやすい状況にされている人々(ひとり親家庭、高齢者、障害者、外国人等)が、安心して地域で暮らし続けることができるようになるため、男女共同参画の視点に立った支援を行います。
- 生涯を通じた健康支援とライフステージに応じた健康づくりに関する知識の習得を図れるよう取り組みます。

●日本各地において甚大な被害をもたらしてきた地震や集中豪雨などの災害時に、避難所などにおいて男女共同参画の視点が不十分である事例が報告されています。そのため、防災の分野において男女共同参画の視点を取り入れ、地域に根差した防災体制の確立を推進します。

基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備

- 前計画まではあらゆる人が男女共同参画の必要性について認識できるよう、意識づくりを行ってきましたが、今計画では、さらなる男女共同参画社会の実現のため、人々の男女共同参画に関する意識改革を推進します。いまだに人々の意識に根強く残る性別による固定的役割分担意識の解消に向け、家庭、地域、学校、職場など多くの場を通じて、広報活動や学習機会の提供などに積極的に取り組んでいきます。また、一人ひとりの人権が尊重され、多文化共生など多様な生き方を認め合う社会を目指した政策を推進します。
- 個人の生き方や考え方が多様化する中、男女共同参画社会を実現するために子どもの頃からの男女共同参画意識を育む教育と、ライフステージに応じて誰もが多様な生き方を選択することができるような学習機会の提供を推進します。

5 計画の体系

基本目標	主要課題	施策の方向性
	1 政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大  1 誰もが輝き活躍できる社会づくり【女性活躍推進法の推進計画】 	(1) 各種審議会・委員会等への女性の参画の拡大 (2) 市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置(ポジティブアクション)の推進 (3) 企業、団体、自治会などにおける物事を決める場面への女性の参画の推進 (4) ワークライフバランス及びライフイベントに対応した多様で柔軟な働き方の実現 (5) 子育て・介護支援体制の整備・充実
	2 持続可能で多様な働き方のための環境の整備 	
	3 家庭生活・地域社会における男女共同参画の推進 	(6) 家庭生活における男女共同参画の推進 (7) 地域社会における男女共同参画の推進 (8) 男性の家事・育児・介護への参加の促進 (9) 地域社会における男女共同参画の推進

基本目標	主要課題	施策の方向性
2 誰もが健やかに安心して暮らせる社会づくり	4 あらゆる暴力を許さない社会づくり (取手市DV対策基本計画含む) 重点	(9)配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援【取手市DV対策基本計画】 (10)安心して相談できる体制の充実【取手市DV対策基本計画】 (11)あらゆる暴力やハラスメントの防止
	5 ジェンダー平等を実現しよう 	16 平和と公正をすべての人に 
	5 様々な困難を抱える人々への男女共同参画の視点に立った支援 重点	(12)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々が安心して生活できる環境の整備 (13)高齢者が安心して暮らせる環境の整備 (14)障害のある人々の自立した生活に対する支援 (15)外国人住民が安心して暮らせる環境の整備 (16)多様な性のあり方や多様な生き方を認め合う社会づくり
	1 貧困をなくす 	2 畏惧をゼロに 
3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備	6 生涯にわたる健康の支援 重点	(17)性差やライフステージに応じた健康の保持増進支援 (18)妊娠・出産などに対する健康支援、理解促進 (19)災害対策への男女共同参画の視点強化 (20)防災施策・方針決定過程、防災現場における女性の参画拡大
	3 すべての人に健康と福祉を 	5 ジェンダー平等を実現しよう 
	8 男女共同参画の視点に立った意識改革 重点	(21)男女共同参画に関する広報・啓発活動の推進 (22)人権尊重意識の啓発 (23)国際社会の取り組みへの理解と協力
	5 ジェンダー平等を実現しよう 	10 人や国の不平等をなくす 
9 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進 重点	(24)子どもの頃からの男女共同参画の理解と意識啓発	(25)多様な選択を可能にする教育・学習機会の充実
	4 良い教育をみんなに 	5 ジェンダー平等を実現しよう 

第3章

計画の内容

基本目標1 誰もが輝き活躍できる社会づくり

【女性活躍推進法の推進計画】

主要課題1

政策・方針決定過程への男女共同参画の拡大



＜現状と課題＞

男女共同参画の実現のためには、社会のあらゆる分野で男女が「参加」するだけでなく、対等な構成員として意識形成の段階から「参画」する必要があります。女性は様々な分野で活動していますが、政策・方針決定過程への参画はまだ十分でないのが現状です。

本市の各種審議会等委員における女性の割合は、令和2年度は29.5%で、5年前の平成28年度の26.4%と比較すると増えていますが、低い水準にとどまっています。また、本市で管理職地位にある職員に占める女性の割合は、令和2年度において13.4%でした。職員を対象に実施したアンケート(令和3年3月)によると、職場における女性の管理職の割合については、「少ない」と感じている職員が全体の3割程度おり、女性管理職が増えると「市の施策や意思決定に女性独自の視点が加わる」「より女性が働きやすい職場環境になる」といったメリットについて多く回答がありました。

茨城県における民間企業・公務員等の女性管理職の状況については、平成29年総務省「就業構造基本調査」を基に茨城県が作成したデータによると、管理職全体に占める女性割合が14.2%（全国平均14.8%）でした。自治体はもちろんのこと、企業や団体などにおいても女性の参画拡大に向けて、慣例の見直しや積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進など、組織の意識改革を図っていく必要があります。

また、地域社会は老若男女で構成され、家族と共に私たちにとって最も身近な暮らしの場です。誰もが住みやすいまちづくりを行うためには、地域活動に老若男女が参画し、役割を担い、地域における男女共同参画を推進していくことが必要です。

従来の慣習や固定的性別役割分担意識にとらわれることなく、能力や実績に基づいた適材適所の登用を進めること、また、女性自身が物事を決める場面や様々な分野に積極的に参画するよう男女双方の意識改革を促し、誰もが自身の希望に応じて活動に参加できる社会としていくことが必要です。